ACSES ニュースレター_２２８９号（2022 年 3 月 30 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（29 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇工場から出火、４棟を全焼　周辺の民家など６棟類焼　鳥取県智頭町〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(タブレット端末、イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵))〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」の改訂について〈環境省〉
・アスベストモニタリングマニュアルの改訂について〈環境省〉
・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 105 号）〈官報〉
・就職活動中の学生等に対するハラスメント防止対策を強化します！ ～就職活動中の学生等をセクシュアルハラスメントから守ります～〈厚生労働省〉
・株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 令和２年度水質汚濁防止法等の施行状況について〈環境省〉
[4] 健康安全
◇「健康と環境に関する疫学調査検討会報告書」の公表について〈環境省〉
◇「熱中症環境保健マニュアル」の改訂について〈環境省〉
◇再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 47 号）〈官報〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 648 号）〈官報〉
◇生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 649 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 650 号）〈官報〉
[6] 廃棄物関係
◇PCB 特別措置法に基づく PCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和２年度）について〈環境省〉
◇一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和２年度）について〈環境省〉
◇令和２年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について〈環境省〉
[7] 温暖化対策関係
◇国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第 38 号）〈官報〉
◇令和２年度 家庭部門の CO2 排出実態統計調査の結果（確報値）について〈環境省〉
[8] 環境安全関係
◇環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第 37 号）〈官報〉

紫華鬘（ムラサキケマン）

◇「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」 の閣議決定について〈環境省〉

[9] 調査、公募、意見募集等

［公募、意見募集等］　２件　　［公募結果、意見募集結果］　３件

[10] その他省庁発表　７件

[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

［開催案内］　５件　　［開催記録、報告、資料等］　４件

[12] その他

◇インフルエンザ、感染症関係：４件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇工場から出火、４棟を全焼　周辺の民家など６棟類焼　鳥取県智頭町

＜BSS 山陰放送　2022 年 3 月 29 日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/e5310f978cf92a00e486c64c11f2a71e8ebfaa05

鳥取県智頭町の建築会社の工場で２８日に火災が発生し、工場や隣接する会社の事務所など４棟が全焼。周囲の民家など６棟にも被害が出ました。

口田尚孝　記者

「出火から２時間以上が経ちますが、まだ消火活動が行われています。被害は広範囲にわたっています」

２８日午後１時半ごろ、鳥取県智頭町の建築会社の工場の窓から、火と白い煙が出ているのを付近を歩いていた人が見つけ、消防に通報しました。

火はおよそ６時間後にようやく消し止められましたが、工場や隣接する会社の事務所など４棟が全焼したほか、周りの民家や空き家など６棟にも類焼が及びました。 この火事によるけが人はいませんでした。

警察と消防が火事の原因を調べています。

【続報】工場建物などを全焼　あわせて８棟焼く火事（鳥取・智頭町）

＜TSK さんいん中央テレビ　2022 年 3 月 30 日＞　https://www.fnn.jp/articles/-/338932

２８日午後、鳥取県智頭町で起きた火事は、その後の警察などの調べで類焼を含め建物８棟が焼けたことがわかりました。

この火事は、２８日午後１時４０分ごろ、智頭町智頭の工場で発生し、周囲の建物にも燃え移りました。消防車両９台が消火にあたり、火は約６時間後に消し止められました。

その後の調べで、火元とみられる鉄骨一部２階建ての工場と事務所のほか、近くの空き家２棟が全焼し、付近の住宅４棟の類焼をあわせ８棟が焼けたことが、その後の調べで分かりました。けが人はいませんでした。

警察と消防が実況見分をして、原因を調べています。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(タブレット端末、イヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵))

＜消費者庁　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028168/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220329_01.pdf

特記事項:

- レノボ・ジャパン株式会社(現 レノボ・ジャパン合同会社)が輸入したタブレット端末のリコール(バッテリー

充電条件を最適化するソフトウェアアップデートの無償配信・一部製品のバッテリー無償点検)

- 株式会社オウルテックが輸入したイヤホン(コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵)のリコール(無償製品交換)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：該当案件なし

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：10 件
（うちタブレット端末２件、電気式浴室換気乾燥暖房機１件、
バッテリー（リチウムイオン、電熱衣類用）２件、イヤホン（コードレス式、マイク付、リチウムポリマーバッテリー内蔵）３件、ノートパソコン２件)

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：９件
（うちこたつヒーター１件、電気洗濯機１件、バッテリー（リチウムイオン、電動工具用）２件、
電動アシスト自転車２件、椅子１件、テレビ受信機用ブースター１件、コーヒーメーカー１件)

◇***事故・事件対策、措置、訴訟等***

・**「建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン」の改訂について**

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110785.html

---

・**アスベストモニタリングマニュアルの改訂について**

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110784.html

---

・**労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（厚生労働省告示第 105 号）**

［官報］　令和 4 年 3 月 29 日　号外　第 67 号　98 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670098f.html

---

・**就職活動中の学生等に対するハラスメント防止対策を強化します！**

～就職活動中の学生等をセクシュアルハラスメントから守ります～

＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=KdOouOGBoW6Ztrm7Y

就職活動中の学生をハラスメントから守り、より安心して就職活動に取り組める環境を整備するため、雇用機会均等課では 2022 年 3 月以降、順次以下の取組を実施しています。

１．大学生に対する出前講座の実施【新規】

⇒出前講座(「就活ハラスメント防止対策関係セミナー)では、就活中にハラスメントにあわないために、また、あったときにどうすればよいか、法令、対応のポイントや相談先等について解説します。

希望のあった大学等に当課職員を派遣(オンラインも可)しています。希望のある大学の方は是非当課あてご連絡ください。

２．就活ハラスメントの被害にあった学生へのヒアリングの実施【新規】

⇒学生等の抱える悩みや行政への希望の「生の声」を伺うため、非公表でヒアリングを実施し、今後の行政における相談対応、企業指導に活かしていくことにしています。

３．就活セクハラを起こした企業に対する指導の徹底【強化】

⇒就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント対策については、男女雇用機会均等法に基づく指針において企業が講じることが「望ましい取組」として位置づけられています。

昨今の就活セクハラにおいて未だに悪質な事案が見受けられ、社会的注目の高まりを踏まえ、就活セクハラを起こした企業に対しては、就活セクハラについて行ってはならない旨の方針の明確化等を行政指導により徹底します。

４．大学生等に対する就活ハラスメント関係の周知啓発【継続実施】

⇒文部科学省と連携しSNS等での周知を継続します。

【参考１】就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント対策について

職場におけるセクシュアルハラスメントの防止については、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号。以下「セクハラ防止指針」という。）により、事業主が講ずべき雇用管理上の措置が定められている。

セクハラ防止指針は、令和元年６月５日に公布された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号。以下「改正法」という。）に伴い改正され、改正法により新たに創設された均等法第11条の２における事業主及び労働者に対するセクシュアルハラスメント防止に関する責務規定の趣旨を踏まえ、同指針には、事業主が就職活動中の学生やインターンシップを行っている者等（以下「就活生等」という。）についても職場におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化等を行う際に、同様の方針を併せて示すことが望ましいこと、職場におけるセクシュアルハラスメントに類すると考えられる相談があった場合には必要に応じて適切な対応を行うように努めることが望ましいこと等が規定された。

【参考２】リーフレット

就職活動やインターンシップ中のハラスメントに関するお悩みは都道府県労働局にぜひご相談ください！

https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000826838.pdf

・株式会社ハウワイに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

＜消費者庁　2022年3月29日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/028043/

消費者庁は、本日、株式会社ハウワイに対し、同社が供給する「エターナルアイラッシュ」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)の調査の結果を踏まえ、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇感染研がエアロゾル感染認める 飛沫、接触の報告書から一転

＜毎日新聞　2022年3月29日＞　感染研がエアロゾル感染認める 飛沫、接触の報告書から一転

新型コロナウイルスの感染経路について、国立感染症研究所（感染研）は28日、ウイルスを含んだ空気中に漂う微粒子（エアロゾル）を吸い込んでも感染するとの見解をホームページで公表した。感染研はこれまでエアロゾル感染に否定的で、飛沫（ひまつ）感染と接触感染だけを挙げた報告書を発表していたため、国内の科学者が「世界の知見とは異なる」と説明を求めて公開質問状を出していた。

世界保健機関（WHO）や米疾病対策センター（CDC）などは昨春、主な感染経路としてエアロゾル感染と飛沫感染を挙げ、接触感染は起きにくいとする見解を示した。しかし、感染研は今年1月13日に公表したオミクロン株についての報告書で、「現段階でエアロゾル感染を疑う事例の頻度の明らかな増加は確認されず、従来通り感染経路は主に飛沫感染と接触感染と考えられた」と記し、WHOなどと異なる説明をしていた。

感染研は今月28日に公表した文書で、主な感染経路として、エアロゾル感染▽飛沫感染▽接触感染――の三つを紹介。「感染者が呼吸をすると粒子が放出され、大きな声を出したり、歌ったりすると、放出される粒子の量が増える。感染者との距離が近い（約1～2メートル以内）ほど感染する可能性が高く、距離が遠い（約1～2メートル以上）ほど感染する可能性は低くなる」と説明した。

公開質問状をまとめた東北大の本堂毅准教授（科学技術社会論）は、エアロゾル感染を感染経路に位置づけた点を評価しつつも「世界では接触感染はまれと言われていることをはっきり国民に周知しなければ効果的な対策は広がらない」と指摘。愛知県立大の清水宣明教授（感染制御学）も「ウイルスを含むエアロゾルで空間が汚染されているから換気が必要ということをしっかり伝えることが重要だ」と訴えている。

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1kiMmsLK-QTPDAxY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月 29 日版）
＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=bZfs_KXF5Srd8vn_Y
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=lW8UBFO9HdIlC-QHY
・COVID-19 Q&A vaccine page has been updated
＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=mWMYCFExEd4pB-ULY

[対策・予防]

◇省庁発表

・新型コロナワクチン接種証明書に関する Q&A を更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kSAls7G9QjDeUBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンの 12-17 歳向け追加接種のお知らせを掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=WaPYyJHxOR7pxy3LY
・新型コロナワクチンに係る自治体向け通知・事務連絡等
＜厚生労働省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=AfuAkMmpiUaxn3STY
****

[3] 令和２年度水質汚濁防止法等の施行状況について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110775.html

令和２年度における水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法の施行状況について取りまとめました。

令和３年３月末時点における水質汚濁防止法等に基づく特定事業場数は約258,000であり、前年度から約3,000減少しました。

また、令和２年度における水質汚濁防止法等に基づく改善命令の件数は４件であり、一時停止命令の件数は１件でした。

【概要】

１．特定事業場数等

（１）特定事業場数等

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「水濁法」という。）第２条第２項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場（特定事業場）の数は、令和２年３月末現在で約258,000（うち瀬戸内海保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）の規制対象である特定施設を設置する事業場の数は約3,100）であり、前年度と比較すると約3,000減少しました。また、湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号。以下「湖沼法」という。）第７条に規定する湖沼特定事業場の数は約1,700でした。

（２）特定事業場の業種別内訳

水濁法に基づく特定事業場の業種別内訳は、多い順に①旅館業（約65,000）、②自動式車両洗浄施設（約32,000）、③畜産農業（約25,000）でした。

（３）有害物質使用特定事業場数及び有害物質貯蔵指定事業場数

水濁法第２条第８項に規定する有害物質使用特定事業場の数は約18,000（うち瀬戸内海法の規制対象である特定施設を設置する事業場の数は約600）、第14条の３に規定する有害物質貯蔵指定事業場の数は約3,900でした。

２．水濁法に基づく立入検査、改善命令、排水基準違反等

（１）立入検査（水濁法第22条第１項）

立入検査の件数は、約28,000件（前年度約35,000件）でした。

（２）改善命令、一時停止命令（水濁法第13条第１項、第13条の２第１項、第13条の３第１ 項）等

公共用水域への排出等に係る特定施設の構造や使用の方法、汚水等の処理方法に関する改善命令の件数は４件（前年度18件）であり、特定施設の使用や排出水の排出に関する一時停止命令の件数は１件（前年度０件）でした。

なお、改善命令等の発動までには至らなかったものの、工場、事業場に対して指導や勧告、助言等を行った件数は、約6,700件（前年度約8,500件）でした。

（３）排水基準違反（水濁法第31条等）

排水基準違反が確認された工場、事業場の数は３（前年度１）でした。

３．その他

このほか、水濁法の水質総量削減の状況や、瀬戸内海法及び湖沼法の施行状況等についても取りまとめています。

添付資料

令和２年度水質汚濁防止法等の施行状況

https://www.env.go.jp/press/files/jp/117652.pdf

****

[4] ***健康安全***

◇「健康と環境に関する疫学調査検討会報告書」の公表について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110845.html

---

◇「熱中症環境保健マニュアル」の改訂について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110820.html

---

◇再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 47 号）

［官報］　令和 4 年 3 月 29 日　号外　第 67 号　45～63 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670045f.html

〇厚生労働省令第 47 号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第三条第一項、第四条第一項及び第三項第二号並びに第二十五条並びに臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）第三条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第二十六条第六項において準用する同法第二十三条第四項第三号及び第三十八条の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 4 年 3 月 29 日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則及び臨床研究法施行規則の一部を改正する省令

（再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

（細胞提供者等に関する個人情報の取扱い）

第二十三条　細胞提供者及び再生医療等を受ける者に関する個人情報を保有する者は、特定の個人を識別することができないように保有する個人情報（以下「保有個人情報」という。）を加工する場合にあっては、必要な場合に特定の個人を識別できる情報を保有しつつ行った上で、当該個人情報を取り扱わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第二十六条の三　研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び研究として行う再生医療等に従事する者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

２　研究として再生医療等を行う医療機関の管理者及び研究として行う再生医療等に従事する者は、個人情報を取り扱うに当たっては、前項の規定にかかわらず、第三項及び第四項並びに次条から第二十六条の十三までの規定の定めるところによる。

３　（略）

４　研究として再生医療等を行う医療機関の管理者は、個人情報の利用（再生医療等を多施設共同研究として行っている場合における他の医療機関の管理者又は外国（個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項に規定する外国をいう。第二十六条の十三において同じ。）にある者への提供を含む。次条において同じ。）の目的（次条第一号イにおいて「利用目的」という。）の達成に必要な範囲内において、保有個人情報を正確かつ最新の内容に保だなければならない。

（削る）

（削る）

第二十六条の五　削除

第二十六条の六　削除

第二十六条の七　削除

第二十六条の八　削除

第二十六条の九　削除

第二十六条の十　削除

第二十六条の十一　削除

（試料等に係る個人情報の保護に関する措置）

第二十六条の十二　再生医療等を多施設共同研究として行う医療機関の管理者は、当該再生医療等を行う他の医療機関の管理者に対し試料等を提供する場合にあっては、特定の個人を識別することができないように加工するよう努めなければならない。

（再生医療等提供計画の提出）

第二十七条　（略）

２～７　（略）

８　法第四条第三項第二号（法第五条第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～七　（略）

八　削除

九～十一　（略）

（認定再生医療等委員会の審査等業務）

第六十四条の二　（略）

２～４　（略）

５　認定再生医療等委員会は、法第二十六条第一項第一号に規定する業務を行う場合であって、災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は再生医療等を受ける者の保護の観点から、緊急に再生医療等提供計画を提出し、又は変更する必要がある場合には、第六十三条、前条及び次条第二項の規定にかかわらず、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第百二十条第一項において同じ。）を含む。）により審査等業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、当該認定再生医療等委員会は、後日、当該再生医療等の提供にあたって留意すべき事項又は改善すべき事項について、次条第二項の規定

に基づき、認定再生医療等委員会の結論を得なければならない。
様式第一を次のように改める。
様式第一　　―省略―
様式第一の二を次のように改める。
様式第一の二　　―省略―

（臨床研究法施行規則の一部改正）
第二条　臨床研究法施行規則（平成三十年厚生労働省令第十七号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞*―

「改正後」

（個人情報の取扱い）
第二十七条　臨床研究に従事する者及び実施医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定によるほか、同法における個人に関する情報の保護の措置に準じて、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　臨床研究に従事する者及び実施医療機関の管理者は、個人情報を取り扱うに当たっては、前項の規定にかかわらず、第三項及び第四項並びに次条から第三十八条までの規定の定めるところによる。
３　　（略）
４　研究責任医師は、個人情報の利用（臨床研究を多施設共同研究として実施する場合における他の研究責任医師又は外国（個人情報の保護に関する法律第二十八条第一項に規定する外国をいう。第三十七条において同じ。）にある者への提供を含む。次条及び第六十二条第一項において同じ。）の目的　（次条第一号イにおいて「利用目的」という。）の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保たなければならない。
（削る）５
（削る）６
第二十九条　削除
第三十条　削除
第三十一条　削除
第三十二条　削除
第三十三条　削除
第三十四条　削除
第三十五条　削除
（実施計画の変更の提出）
第四十一条　法第六条第一項の規定による変更は、あらかじめ、変更後の実施計画及び様式第二による届書を提出して行うものとする。
（削る）　一
（削る）　二
（実施計画の軽微な変更の範囲）
第四十二条　法第六条第一項に定める厚生労働省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　特定臨床研究に従事する者の氏名、連絡先又は所属する機関の名称の変更であって、当該者又は当該者の所属する機関の変更を伴わないもの
二　（略）
三　苦情及び問合せを受け付けるための窓口の変更
四　研究責任医師又は研究代表医師の所属する実施医療機関の管理者の氏名の変更

五　特定臨床研究の実施の可否についての管理者の承認に伴う変更
六　特定臨床研究の実施状況の確認に関する事項の変更であって、当該特定臨床研究の結果及び監査の実施の変更を伴わないもの
七　審査意見業務を行う認定臨床研究審委員会の名称又は連絡先の変更であって、当該認定臨床研究審査委員会の変更を伴わないもの
八　前各号に掲げる変更のほか、特定臨床研究の実施の適否及び実施に当たって留意すべき事項に影響を与えないものとして厚生労働省医政局長が定めるもの
（臨床研究審査委員会の認定の要件）
第六十六条　（略）
２・３　（略）
４　法第二十三条第四項第三号（法第二十五条第三項及び第二十六条第六項の規定により準用する場合を含む。）の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一～四　（略）
五　法第二十六条第二項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、災害その他やむを得ない事由により、これらの要件を満たすことができないときは、この限りでない。
イ　審査意見業務を行うため、年七回以上開催していること。
ロ　年一以上、かつ有効期間を通じて六以上の実施計画について法第二十三条第一項第一号に規定する業務（法第六条第二項において準用する法第五条第三項の規定により意見を求められた場合において意見を述べる業務を除く。第八十条第二項において同じ。）を行っていること。
（認定臨床研究審査委員会の審査意見業務）
第八十条　（略）
２　認定臨床研究審査委員会は、法第二十三条第一項第一号に規定する業務を行うに当たっては、技術専門員からの評価書を確認しなければならない。様式第一を次のように改める。
３～５　（略）
６　認定臨床研究審査委員会は、法第二十三条第一項第一号に規定する業務を行う場合であって、災害その他やむを得ない事由があり、かつ、保健衛生上の危害の発生若しくは拡大の防止又は臨床研究の対象者（臨床研究の対象者となるべき者を含む。）の保護の観点から、緊急に実施計画を提出し、又は変更する必要がある場合には、第一項及び第八十二条の規定にかかわらず、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第九十四条第一項において同じ。）を含む。）により審査意見業務を行い、結論を得ることができる。この場合において、当該認定臨床研究審査委員会は、後日、当該臨床研究の実施にあたって留意すべき事項又は改善すべき事項について、第八十二条の規定に基づき、認定臨床研究審査委員会の結論を得なければならない。

様式第一を次のように改める。
様式第Ｉ　―省略―
附　則
（施行期日）
第一条　この省令は、令和四年四月一日から施行する。
（様式に関する経過措置）
第二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式は、この省令による改正後の様式とみなす。
（臨床研究審査委員会の認定の要件に関する経過措置）
第三条　この省令の施行の際現に存する臨床研究法（平成二十九年法律第十六号。以下「法」という。）第二十三条第五項第一号に規定する認定委員会設置者がこの省令の施行の日以後最初に受ける法第二十六条第二項に規定する有効期間の更新に係るこの省令による改正後の臨床研究法施行規則第六十六条第四

項第五号の規定の適用については、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
一　更新前の有効期間のうち、この省令の施行の日を含む年以前の期間同号イ中「年七回」とるのは「年十一回」とし、同号ロの規定は適用しない。
二　更新前の有効期間のうち、この省令の施行の日を含む年後の期間同号ロ中「年一以上、かつ有効期間を通じて六以上」とあるのは「年一以上」とする。

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第648号）

［官報］　令和４年３月29日　号外　第67号　104～108頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670104f.html

肥料の登録有効期間の更新188件が公示された。

◇生産業者の名称及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第649号）

［官報］　令和４年３月29日　号外　第67号　108頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670108f.html

肥料の生産業者の名称及び肥料の名称の変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第650号）

［官報］　令和４年３月29日　号外　第67号　108頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670108f.html

肥料の登録失効４件が公示された。

****

[6] ***廃棄物関係***

◇PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物の保管等の届出の全国集計結果（令和２年度）について

＜環境省　2022年３月29日＞　https://www.env.go.jp/press/110848.html

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 廃棄物特別措置法）に基づきPCB 廃棄物を保管する事業者から都道府県等に対して届出された、令和３年３月31 日現在のPCB 廃棄物の保管等の状況について取りまとめました。

PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理を計画的に進めていくためには、PCB 廃棄物の数量を確実に把握しておくことが重要であることから、都道府県等に対し、保管事業場の確実な把握を進めるとともに、PCB 廃棄物が適正に保管され、不適正な処理が生じないよう事業者に対する指導、助言の徹底に努めるよう指導を行っていくこととしています。

１．集計の範囲

都道府県等においてポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物を保管する事業者から届出のあったPCB廃棄物の種類毎の保管量及びPCB 使用製品の種類毎の使用量を集計したものを環境省において集計しました。PCB 廃棄物の種類は、以下のとおり分類しました。

廃棄物の種類及び製品の種類.※

①変圧器（トランス）　②コンデンサー（3kg以上）　③コンデンサー（3kg未満）
④柱上変圧器（柱上トランス）⑤安定器　⑥PCBを含む油　⑦感圧複写紙　⑧ウエス
⑨OFケーブル　⑩汚泥　⑪塗膜　⑫その他の機器　⑬その他

※ PCB 特別措置法に基づく各届出書の記入要領に示す「廃棄物の種類」及び「製品の種類」を13 分類したもの。

２．令和３年３月31 日現在のPCB 廃棄物の保管等集計結果

全国の集計結果を表－１及び表－２に、都道府県単位の集計結果を表－３～表－15 に示します。

添付資料

表１～表２

https://www.env.go.jp/press/pcbpcb_2%20/220329_1.pdf

（参考）令和元年度末時点のPCB廃棄物の保管等の状況及び令和２年度末時点への変化量
https://www.env.go.jp/press/pcbpcb_2%20/220329_2.pdf
表３～表15
https://www.env.go.jp/press/pcbpcb_2%20/220329_3.pdf

◇一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和２年度）について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110813.html

環境省は令和４年３月 29 日に、令和２年度における全国の一般廃棄物（ごみ及びし尿）の排出及び処理状況等の調査結果を取りまとめました。なお、平成 23 年度から国庫補助による災害廃棄物の処理量、経費等を除いております。

（主な結果）
・ごみ総排出量は 4,167 万トン（東京ドーム約 112 杯分）、１人１日当たりのごみ排出量は 901 グラム。
・ごみ総排出量、１人１日当たりのごみ排出量ともに減少。
・最終処分量は前年比 4.2%減少。リサイクル率は増加。
・ごみ焼却施設数は減少（1,070 施設→1,056 施設）。
・発電設備を有するごみ焼却施設数は全体の 36.6%であり、昨年度の 36.0%から増加。
・ごみ焼却施設における総発電電力量は増加（10,153GWh、約 238 万世帯分の年間電力使用量に相当）。
・最終処分場の残余容量は微増したが、最終処分場の数は概ね減少傾向にあり、最終処分場の確保は引き続き厳しい状況。
・ごみ処理事業経費は増加。

１．ごみの排出・処理状況
（１）ごみ排出の状況
・ごみ総排出量　4,167 万 トン（前年度 4,274 万トン）［ 2.5 % 減 ］
・１人１日当たりのごみ排出量　901 グラム　（前年度 918 グラム）［ 1.9 % 減 ］
（２）ごみ処理の状況
・最終処分量　364 万トン（前年度 380 万トン）［ 4.2 % 減 ］
・減量処理率　99.1 %　（前年度 99.0 %）
・直接埋立率　0.9 %　（前年度 1.0 %）
・総資源化量　833 万トン（前年度 840 万トン）［ 0.9 % 減 ］
・リサイクル率　20.0 %　（前年度 19.6 %）

２．ごみ焼却施設の状況
（令和２年度末現在）
・施設数 1,056 施設　（前年度 1,070 施設）［ 1.3 % 減 ］
・処理能力　176,202 トン/日（前年度 177,001 トン/日）
・１施設当たりの処理能力 167 トン/日　（前年度 165 トン/日）
・余熱利用を行う施設数　738 施設　（前年度 742 施設）
・発電設備を有する施設数 387 施設　（前年度 385 施設）（全体の 36.6%）
・総発電能力　2,079 MW　（前年度 2,079 MW）　［　―　］
・総発電電力量
（約 238 万世帯分の年間電力使用量に相当）
10,153 GWh　（前年度 9,990 GWh）［ 1.6 % 増 ］

３．最終処分場の状況
（令和２年度末現在）
・残余容量　9,984 万 m3　（前年度　9,958 万m3）［ 0.3 % 増 ］
・残余年数　22.4 年　（前年度　21.4 年）

４．廃棄物処理事業経費の状況（注 1）

・ごみ処理事業経費　　21,290 億円　　（前年度 20,885 億円）
　うち
建設改良費
4,385 億円　　（前年度 4,150 億円）
処理・維持管理費
15,752 億円　　（前年度 15,518 億円）
（注１）国庫補助金交付要綱の適用を受けた災害廃棄物処理に係る経費を除く。
５．３Ｒの取組のベスト３（注２）

	人口10万人未満	人口10万人以上 50万人未満	人口50万人以上
リデュース （1人1日当たりの ごみ排出量） 全国： 901 g/人日	1. 長野県　川上村 332.2 ｸﾞﾗﾑ/人日 2. 長野県　南牧村 333.2 ｸﾞﾗﾑ/人日 3. 徳島県　神山町 368.9 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 静岡県　掛川市 616.1 ｸﾞﾗﾑ/人日 2. 東京都　日野市 648.1 ｸﾞﾗﾑ/人日 3. 東京都　小金井市 655.2 ｸﾞﾗﾑ/人日	1. 京都府　京都市 758.9 ｸﾞﾗﾑ/人日 2. 愛媛県　松山市 763.2 ｸﾞﾗﾑ/人日 3. 東京都　八王子市 768.1 ｸﾞﾗﾑ/人日
リサイクル （リサイクル率 (注3)）	1. 鹿児島県　大崎町 83.1 % 2. 徳島県　上勝町 81.0 % 3. 北海道　豊浦町 74.3 %	1. 神奈川県　鎌倉市 52.7 % 2. 東京都　小金井市 46.0 % 3. 岡山県　倉敷市 44.3 %	1. 千葉県　千葉市 28.5 % 2. 東京都　八王子市 26.7 % 3. 愛知県　名古屋市 26.5 %
エネルギー回収 （ごみ処理量当たりの 発電電力量） 全国： 307 kWh/トン	1. 大阪府　東大阪都市清掃施設組合（第五工場）　752 kWh/ﾄﾝ 2. 茨城県　水戸市（水戸市清掃工場（ごみ焼却施設））　716 kWh/ﾄﾝ 3. 兵庫県　神戸市（港島クリーンセンター）　696 kWh/ﾄﾝ		

（注２）令和２年度中に国庫補助金交付要綱の適用を受けて災害廃棄物を処理した量は除いている。
福島第一原子力発電所の事故による福島県内の帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に係る町村は除外している。
また、平成 24 年度からは総人口に外国人人口を含んでいる。
（注３）中間処理後再生利用量から固形燃料（RDF、RPF）、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント等へ直接投入、飛灰の山元還元された量を差し引き、リサイクル率を算出。
添付資料
・一般廃棄物処理事業実態調査の結果（令和２年度）について
　https://www.env.go.jp/press/files/jp/117713.pdf

◇令和２年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集等の実績について
＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110716.html
「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成７年法律第 112 号。）に基づく市町村における令和２年度の分別収集量及びリサイクルのための引渡量を取りまとめました。
１．令和２年度における容器包装廃棄物の分別収集量、分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量
　分別収集実施市町村数

品目名	分別収集量*1	年間分別基準	分別収集実施市町村数

	年間 分別収集 見込量 （トン） *1、*2	年間 分別収集量 （トン） *1	適合物量／ 再商品化 事業者他への 引渡量 （トン） *1	実施 市町村数 *3	全市町村*4 に対する 実施率 （%）	人口 カバー率 （%）
無色の ガラス製容器	287,020	268,014	261,059	1,632	93.7	97.3
		(1.01 倍)	(1.02 倍)			(0.99 倍)
茶色の ガラス製容器	230,052	213,522	206,954	1,634	93.9	98.8
		(0.97 倍)	(0.97 倍)			(1.01 倍)
その他の色の ガラス製容器	190,503	225,063	197,485	1,667	95.7	97.9
		(1.07 倍)	(1.05 倍)			(1.00 倍)
紙製容器包装	99,543	76,080	72,275	605	34.8	32.2
		(1.03 倍)	(1.04 倍)			(1.00 倍)
ペットボトル	312,158	335,404	317,326	1,715	98.5	99.7
		(1.04 倍)	(1.04 倍)			(1.00 倍)
プラスチック製 容器包装	725,757	779,464	713,492	1,318	75.7	84.9
		(1.04 倍)	(1.04 倍)			(1.00 倍)
（うち白色 トレイのみ）*5	4,165	1,825	1,677	414	23.8	19.6
		(1.08 倍)	(1.08 倍)			(0.99 倍)
（うち白色 トレイのみ を除く）	721,592	777,639	711,815	1,165	66.9	76.9
		(1.04 倍)	(1.04 倍)			(1.01 倍)
スチール製容器	149,297	145,147	141,003	1,682	96.6	96.8
		(1.03 倍)	(1.03 倍)			(0.99 倍)
アルミ製容器	146,339	151,398	148,286	1,686	96.8	96.9
		(1.09 倍)	(1.09 倍)			(0.99 倍)
段ボール製容器	685,547	646,435	643,961	1,599	91.8	93.0
		(1.14 倍)	(1.14 倍)			(1.00 倍)
飲料用紙製容器	15,310	10,414	10,341	1,252	71.9	84.4
		(0.99 倍)	(0.99 倍)			(1.00 倍)
合計	2,841,526	2,850,941	2,712,181	－	－	－
		(1.06 倍)	(1.06 倍)			

※　四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

※　括弧内の数字は前年度比。

*1　年間分別収集見込量、年間分別収集量及び年間分別基準適合物量／再商品化事業者他への引渡量には市町村独自処理量が含まれる。

*2　年間分別収集見込量は第９期分別収集計画計画策定時のもの。
*3　実施市町村は令和３年３月末時点の数値。
*4　令和３年３月末時点での全市町村数は 1,741（東京 23 区を含む）。
*5　「うち白色トレイのみ」とは、他のプラスチック製容器包装とは別に白色トレイだけを分別収集した数値。
****

［7］*温暖化対策関係*

◇国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第 38 号）

［官報］　令和４年３月 29 日　号外　第 67 号　241～245 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670241f.html

〇環境省告示第 38 号

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成十九年法律第五十六号）第五条第一項に規定する国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により公表する。

令和４年３月 29 日　　環境大臣　　山口　　壮

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

１．温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向

⑴　温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進の背景及び意義

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題である。 2021 年８月に公表された「気候変動に関する政府間パネル（ＩＰＣＣ）第６次評価報告書第１作業部会報告書政策決定者向け要約」によれば、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには　疑う余地がなく、大気、海洋、雪水圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。また、気候システム全般にわたる最近の変化の規模と、気候システムの側面の現在の状態は、何世紀も何千年もの間、前例のなかったものであり、人　為起源の気候変動は、世界中の全ての地域で、多くの気象及び気候の極端現象に既に影響を及ぼしていると報告されている。

我が国においても平均気温の上昇、大雨、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されており、個々の気象災害と地球温暖化との関係を明らかにすることは容易ではないが、観測値を基にした数値モデルによる解析では、地球温暖化の進行に伴い、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予測されている。

こうした状況を踏まえ、我が国は 2020 年 10 月に 2050 年までに温室効果ガス排出実質ゼロ、すなわち「2050 年カーボンニュートラル」を目指すことを宣言するとともに、2021 年４月に地球温暖化対策推進本部及び米国主催の気候サミットにおいて、2050 年目標と整合的で野心的な目標として。2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言したところである。

また、環境中に人類が大量に排出しているのは温室効果ガスに限らない。大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに大きな恩恵をもたらす一方で、地球上の有限な資源を浪費し、健全な物質循環を阻害する側面も有しており、地球の環境に大きな負荷を与えている。

我々は、こうした課題の解決を図ることによって人間社会の発展と繁栄を確保しなければならない。このため、あらゆる分野において、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質（以下「温室効果ガス等」という。）の排出の削減を図る必要がある。特に、契約の段階において、環境負荷の低減に配慮することにより、温室効果ガス等の排出の削減を図ることは大変重要な課題である。

本基本方針で温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の具体的な方法を定める電力供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルボー改修及び建築物に効果ガスの排出量は、政府の温室効果ガス総排出量の９割程度に関係している。地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）第 20 条に基づく政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削

減等のため実行すべき措置について定める計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）において、「2013 年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減することを目標とする。」とされていることに鑑み、政府は環境配慮契約の推進により、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等に確実に取り組み、更なる削減に努めるものとする。

これらにより、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき。将来世代にも継承することができる社会、すなわち、持続的発展が可能な社会を構築すべきである。

経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮して環境配慮契約を行い、企業の知恵や努力を適切に評価することにより、環境効率性（一単位当たりの物の生産やサービスの提供から生じる環境負荷）を高め。我々が生み出す豊かさ、経済の付加価値が拡大しても環境負荷の増大につながらないようにすることが期待される。さらには、環境保全の観点から性能が優れた技術や製品をいち早く創り出すことにより、新たな経済活動が生み出されることも期待される。

国、独立行政法人等（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「法」という。）第２条第３項に定める独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（以下「国等」という。）は、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占めており、また国等の契約の在り方は他の主体の契約の在り方に対しても大きな影響力を有しているため、国等が環境配慮契約を行うことによる市場への波及効果は極めて大きい。環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 24 条及び地球温暖化対策の推進に関する法律第３条第３項の趣旨を踏まえ、国等は自ら率先して環境配慮契約を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境配慮契約への転換を促進することが重要である。

⑵　環境配慮契約の推進に関する基本的考え方

各省各庁の長（法第２条第５項に定める「各省各庁の長」をいう。以下同じ。）及び独立行政法人等の長は、法第６条の規定に基づき、本基本方針に定めるところに従い、環境配慮契約の推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、契約を進めていくものとする。

①環境配慮契約に当たっては、経済性に留意しつつ価格以外の多様な要素をも考慮することで、環境に配慮した物品や役務など（以下「物品等」という。）の普及を市場にもたらすことが期待されることに配慮しつつ、できる限り広範な分野で環境配慮契約の実施に努めるものとする。

②契約において温室効果ガス等の排出の削減に配慮しなかった場合に、当該契約に係る物品等の生産、使用等に際して温室効果ガス等がより多量に排出され、結果として国等が負担する環境保全のための費用が増大する懸念があることに留意するものとする。

③環境配慮契約により、政府実行計画を効果的に推進する。また、独立行政法人等において環境配慮契約を推進する際は、個々の法人の特性を踏まえつつ、政府実行計画に準じ、計画的に取り組むことが望ましい。

④調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、契約に係る情報の公開に努めるものとする。また、要求要件、評価方法、契約手続等を定める際その他の契約の実施の際には、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。

⑤環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、他の国等の契約に関する施策との調和を確保するものとする。

⑥環境配慮契約の推進に関する施策の実施に当たっては、エネルギー政策基本法（平成 14 年法律第 71 号）第 12 条第１項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減に関係のある施策との調和を確保するものとする。

⑦ＷＴＯ政府調達協定との整合性に配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように努める等、他の行政目的との調和に努めるものとする。

２. 温室効果ガス等の排出の削減に重点的に配慮すべき契約における温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

⑴　電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本　的事項は以下のとおりとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数が低い小売電気事業者と契約するよう努めるものとする

・電気の供給を受ける契約のうち、入札に付する契約については、当分の間、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出の程度を示す係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況（再生可能エネルギーの導入状況、未利用エネルギーの活用状況）並びに電源構成及び温室効果ガス等の排出の程度を示す係数の開示の状況等を定めた上で、当該入札に係る申込みをした者のうち、上記資格を満足する者の中から当該申込みに係る価格に基づき落札者を決定する方式（以下「裾切り方式」という。）によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札方法の検討に当たっては、公正な競争を確保するとともに、当分の間、適切な地域ごとに検討するものとし、当該地域における電気の供給状況及び小売電気事業者の温室効果ガス等の排出の程度を示す係数を参考とするものとする。

・電気の供給を受ける契約に当たっては、仕様書等に示された契約期間中の契約電力、予定使用電力量等を確実かつ安定的に供給できると見込まれる小売電気事業者と契約することとする。

・国及び独立行政法人等はエネルギーの合理的かつ適切な使用等に努めるとともに、電気の供給を受ける契約の実施に当たっては、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するとともに、他の国等の契約に関する施策及びエネルギー政策基本法第 12 条第１項に規定するエネルギー基本計画に基づく施策その他の国等の温室効果ガス等の排出の削減等に関係のある施策との調和を確保するものとする。

⑵　使用に伴い温室効果ガス等を排出する物品の購入等に係る契約

①自動車の購入等に係る契約

自動車の購入及び賃貸借に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・自動車の購入及び賃貸借に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、購入価格及び環境性能を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた提案をした者と契約を締結する。

・発注時の要求性能等に関しては、行政目的等を適切に勘案して定めるものとし、必要以上に入札を制限することがないように配慮するものとする。一個別の入札の具体的な条件については。自動車の使用状況を踏まえつつ、調達者において設定するものとする。

②船舶の調達に係る契約

船舶の調達に係る契約についての温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・船舶の調達に当たり概略設計又は基本設計に関する業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式を採用するものとする。ただし、当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶、温室効果ガス等の排出の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない船舶についてはこの限りではない。

・小型船舶を調達する場合は、調達者において当該船舶の推進機関（原動機）に求める要件を定め、原則としてその要件に推進機関の燃料消費率等の基準を定めて仕様書等に明記するものとする。ただし、当該船舶の用途等に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される船舶についてはこの限りではない。

３．省エネルギー改修事業に係る契約に関する基本的事項

省エネルギー改修事業（法第５条第２項第３号に規定する省エネルギー改修事業をいい、以下「ESCO

事業」という。）に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・主要設備等の更新、改修計画の検討に当たっては、当該施設のエネルギー消費量等を踏まえ、総合的な観点からＥＳＣＯ事業導入可能性の判断を行い、ESCO 事業を可能な限り幅広く導入するものとする。

・ＥＳＣＯ事業の立案に当たっては、事前に既存施設の状況を的確に把握し。フィージビリティ・スタディなどＥＳＣＯ事業を適切かつ円滑に遂行する手段を活用しながら、計画の立案を行うものとする。

・ＥＳＣＯ事業の立案に当たっては。長期の供用計画を適切に作成して、契約期間内に契約条件に変更がないよう、十分検討を行うものとする。

・ＥＳＣＯ事業者の決定に当たっては、価格のみならず、施設の設備システム等にもっとも適し、かつ、創意工夫が最大限に取り込まれた技術提案その他の要素について総合的に評価を行うものとする。

・ＥＳＣＯ事業の契約に当たっては、事業期間中に想定されうるリスクの分担について、事前に実施事業者との間で十分協議を行うものとする。

・ESCO 事業の実施に当たっては、維持管理及び計測・検証のための要領を適切に定め契約を行うものとする。

・ESCO 事業の終了前に、ESCO 事業として採択された技術の範囲に関わる部分について、事業終了後に適切な維持管理を行うための要領の作成を実施事業者に求めるものとする。

４．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記２及び３に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項

⑴　建築物に関する契約

①建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容（自然エネルギー等の積極的な利用を含む。）を含む技術提案を求め、総合的に勘案してもっとも優れた技術提案を行った者を特定する方式（以下「環境配慮型プ□ポーザル方式」という。）を採用するものとする。ただし、当該事業の主目的に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される事業、温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない事業等についてはこの限りではない。

・建築物の建築又は大規模な改修に係る設計業務を発注する場合は、原則として、設計成果に求める環境保全性能を契約図書に明記するものとする。一環境配慮型プ□ポーザル方式を採用した場合であって、特定された者の技術提案に盛り込まれた温室効果ガス等の排出の削減への配慮の内容が。経済性にも留意して妥当と判断されるときは、その内容を契約図書に明記することにより、当該技術提案の内容が設計成果に反映されるようにするものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式を採用した場合にあっては、特定された者と契約を締結し。設計成果について総合的な環境保全性能とともに生涯二酸化炭素排出量（ＬＣＣＯ２）の評価を契約の相手方（設計者）に求めるものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、あらかじめその旨及び概要を公表するものとし、また。概要を変更したときは変更後の概要を公表するものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、技術提案の提出を求める者に対し必要な情報を提供し、検討のための適切な時間を確保するように配慮するものとする。

・環境配慮型プロポーザル方式による発注に当たっては、公平性、透明性及び客観性を確保するものとする。

②建築物の維持管理に係る契約

建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・建築物の維持管理に係る契約を発注する場合は、原則として、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した内容を契約図書に明記するものとする。

・建築物の維持管理に係る契約であって、入札に付するもののうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して事業者を選定する場合は、原則として。温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を

含む提案を求めるものとする。

・具体的な要求仕様及び入札条件については、当該建築物の用途･特性等を踏まえ、調達者において設定するものとする。

⑵　産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

・産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。

・裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

５．その他環境配慮契約の推進に関する重要事項

⑴　すべての契約における環境配慮契約の推進

上記２から４に掲げた契約その他庁舎における設備の設置許可の付随契約等を含むすべての契約に関し、契約に基づく事業及び契約に際しての事務の実施に係る温室効果ガス等の排出の削減が図られるよう、契約の内容を確保し、契約に係る物品等を利用するとともに契約に際しての事務を行うことが望ましい。また、行政分野における温室効果ガス等の排出削減が行政分野以外の温室効果ガス等の排出増大を招くことのないように配慮するものとする。

⑵　契約の推進体制の整備

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は､環境配慮契約を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境配慮契約を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制にはすべての内部組織が参画するものとする。特に、環境担当部局や会計一調達担当部局が主体的に関与するように努めるものとする。

⑶　締結実績の概要の公表等

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は､環境配慮契約の締結実績の概要を公表する際は、できる限り分かりやすい形で公表するように努めるものとする。

⑷　職員に対する環境配慮契約の推進のための普及啓発等の実施

各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、契約実務担当者を始めとする職員に対して、環境配慮契約に係る普及啓発及び契約を結ぶ上で有効な技術的な知識の取得促進に努めるものとする。

⑸　情報の整理等

国は、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他国民における環境配慮契約の促進に資するように｡国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結に関する状況等について整理及び分析を行い、その情報を広く、分かりやすい形で提供するものとする。各省各庁の長及び独立行政法人等の長は当該情報を含む既存の情報を十分に活用して、できる限り環境負荷の低減に資する契約を行うように努めるものとする。

⑹　他の施策との連携

国は､率先的に環境に配慮する先行的な取組である国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）の運用に当たっての体制と連携し、情報の公表及び整理等について、合理的かつ効率的に取り組むものとする。

⑺　本基本方針の見直し

国は、環境配慮契約の推進に資するように､⑸の情報等を踏まえつつ、本基本方針の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとする。

その際、国等における環境配慮契約の円滑な実施に資するよう、環境大臣は、本基本方針の見直しに係る検討の段階から、各省各庁の長、独立行政法人等の長、地方公共団体の長及び地方独立行政法人の長に対し､検討の対象となる事項に係る情報を提供するものとする｡各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、検討の結果、本基本方針が見直されることとなった場合に必要な措置を円滑に講ずることができるよう、環境大臣から提供を受けた情報を活用しつつ､予め､現状把握等必要な準備を行うよう努めるものとする。

◇令和２年度 家庭部門の CO2 排出実態統計調査の結果（確報値）について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110829.html

環境省は、家庭部門の詳細な CO_2 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的に、平成 29 年度から「家庭部門の CO_2 排出実態統計調査」を本格調査として実施しています。今般、令和２年度家庭部門の CO_2 排出実態統計調査の結果を取りまとめました。

世帯当たりの年間 CO_2 排出量は、2.88 t-CO_2 であり、前年度から 5.9%増加しました。この要因を分析すると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による増加等が挙げられる一方で、省エネの進展等による減少もあったと試算されました。

この調査結果について、地方公共団体、大学を始め様々な主体に活用いただくことを期待しています。あわせて、環境省では、この調査を継続するとともに、対策強化の検討など、調査結果の更なる活用を進めていきます。

１．主な結果（世帯当たり年間 CO_2 排出量のエネルギー種別構成比及びその推移）

世帯当たりの年間 CO_2 排出量は 2.88 t-CO_2 であり、電気の使用による CO_2 排出量がエネルギー種別で最大の 65.3%を占めています（図１参照）。

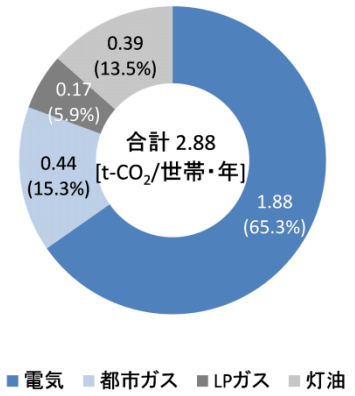

図１　世帯当たり年間エネルギー種別 CO_2 排出量・構成比

（注）調査の対象期間は令和２年４月～令和３年３月の１年間

調査を開始した平成 29 年度からの経年変化を見ると、令和２年度の世帯当たり年間 CO_2 排出量は平成 29 年度比で 0.32 t-CO_2/世帯・年減少し、令和元年度比では 0.16 t-CO_2/世帯・年増加しました（図２参照）。

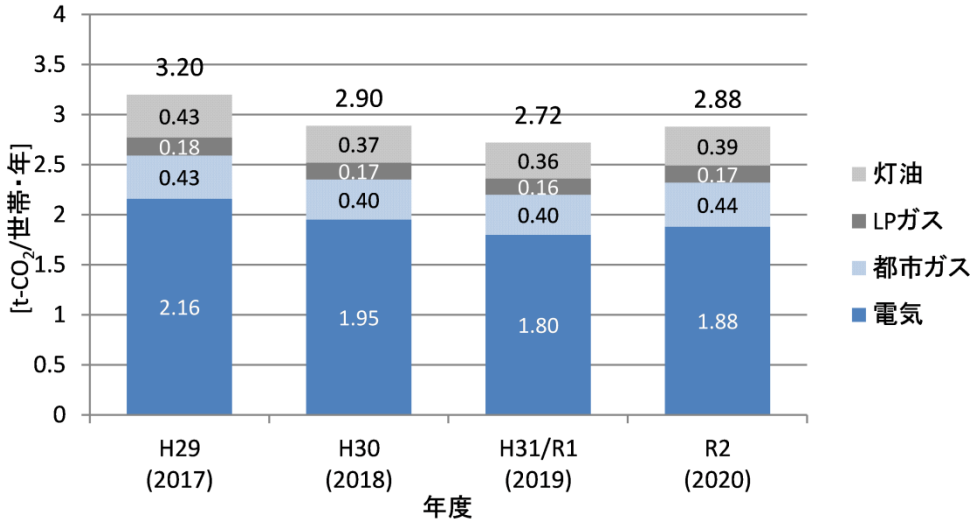

図２　世帯当たり年間エネルギー種別 CO_2 排出量の推移

２．分析例（参考）

令和元年度と比べて令和２年度の年間 CO_2 排出量が増加した要因を分析すると、電気の CO_2 排出係数の改善による「CO_2 排出原単位要因」で 0.01 t-CO_2/世帯・年減少、令和２年度の冬季の気温が低かったことによる「気候要因」で 0.04 t-CO_2/世帯・年増加、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う生活の変化による「特殊要因」で 0.18 t-CO_2/世帯・年増加、省エネの進展や世帯構成等属性の変化による「トレンド要因」で 0.05 t-CO_2/世帯・年減少と試算されました（図３参照）。

※分析方法の詳細は、添付資料（家庭部門の CO_2 排出実態統計調査における主要項目の経年比較及び CO_2 排出量の変化要因分析（参考資料））を御参照ください。

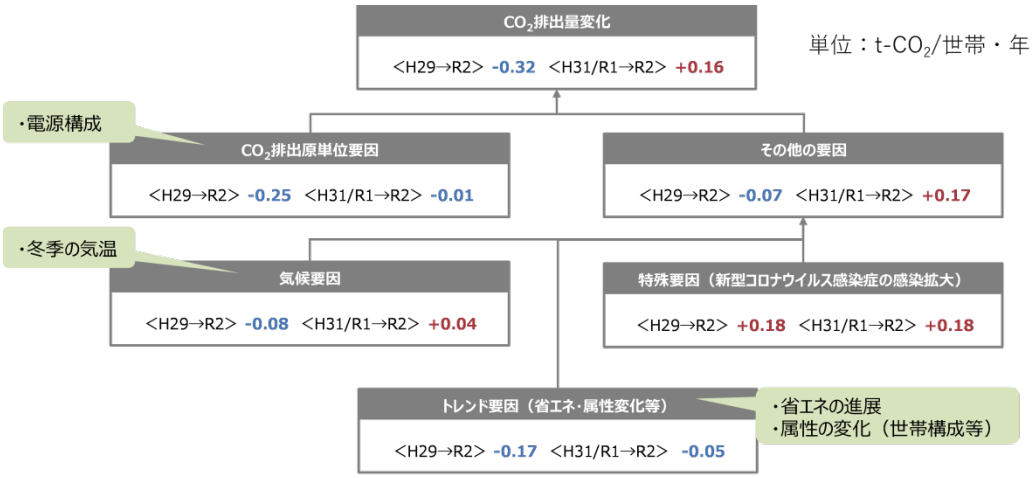

図３　世帯当たり年間 CO_2 排出量の変化要因

３．調査の趣旨について

我が国においては、国連気候変動枠組条約に基づき、温室効果ガスの排出・吸収量目録（以下「インベントリ」という。）の提出とともに、インベントリの精緻化が求められているところです。また、地球温暖化対策計画（令和３年 10 月 22 日閣議決定）においては、2050 年カーボンニュートラルの実現とともに、2030 年度の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととされており、家庭部門においても効果的な削減対策の実施が喫緊の課題となっています。

このような背景を踏まえ、本調査は、家庭部門の詳細な CO_2 排出実態等を把握し、地球温暖化対策の企画・立案に資する基礎資料を得ることを目的としています。

なお、本調査は、統計法に基づく、一般統計調査として実施しました。平成 26 年 10 月から平成 27 年９月には試験調査を実施し、平成 29 年度から本格調査を行っています。

※過去の調査結果：https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html

４．調査の特長について

従来の調査・統計においては、家庭における CO_2 排出量やエネルギー消費量とその説明要因（居住人数や住宅の建て方、保有する機器等）が別々に把握されていました。

本調査により、家庭からの CO_2 排出量やエネルギー消費量の把握に加え、世帯の CO_2 排出量やエネルギー消費量とその説明要因や冷房・暖房の設定温度、省エネ行動の実施状況等を一体的に把握することで、家庭における CO_2 の排出実態を精緻に把握することが可能になります。

５．今後の活用について

本調査については、継続して調査を実施することでデータを蓄積し、以下のような活用を検討しています。

・「COOL CHOICE」をはじめとする家庭部門の地球温暖化対策の企画・立案

・ 我が国の温室効果ガス排出量の算定方法及び増減要因分析の精緻化

また、統計法第 33 条第１項の規定に基づき、地方公共団体、大学等に対して、調査対象の秘密の保護を図った上で、調査票情報の提供が可能です。

６．調査の概要について

（１）調査の名称：家庭部門の CO_2 排出実態統計調査

（２）調査方法：住民基本台帳からの無作為抽出と、インターネット調査モニターからの選定（有意抽出）の２

つの方法によって調査対象世帯を選定
（３）調査対象：全国 10 地方の店舗等併用住宅以外の住宅に住む主世帯
（４）調査対象期間：令和２年４月～令和３年３月
（５）調査世帯数：13,000 世帯
（６）集計世帯数：10,015 世帯（有効回答率 77.0 ％）
（７）調査・推計事項：次に掲げる事項等を調査（CO_2 排出量については調査により得られた結果等を利用して推計）
① 月別の CO_2 排出量を推計するためのエネルギー使用量等について（電気、ガス、灯油、ガソリン、軽油）
② 太陽光発電について（月別の発電量、売電量、太陽電池の総容量）
③ 設備・機器について（HEMS の有無、家庭用蓄電システムの有無、家庭用コージェネレーションシステムの有無・売電契約有無）
④ 世帯について（世帯員、平日昼間の在宅者、世帯年収）
⑤ 住宅について（建て方、建築時期、所有関係、延床面積、居室数、二重サッシ・複層ガラスの窓の有無）
⑥ 家電製品等について（テレビ・冷蔵庫・エアコン等の使用状況、家電製品に関する省エネ行動、使用場所ごとの照明種類、照明に関する省エネ行動）
⑦ 給湯について（給湯器の種類、冬と夏の入浴状況、入浴やお湯の使用に関わる省エネ行動）
⑧ コンロ・調理について（コンロの種類、用意する食事の数、調理に関する省エネ行動）
⑨ 車両について（自動車等の使用状況、燃料の種類、排気量、実燃費、使用頻度、年間走行距離、自動車に関する省エネ行動）
⑩ 暖房機器について（保有状況、使用状況）
⑪ 省エネルギー行動の実施理由

７．速報値との差異について

速報値※1では、電気の CO_2 排出係数を前年度（平成 31 年度（令和元年度））値としておりましたが、確報値では、当該年度（令和２年度）の電気の CO_2 排出係数を適用しました。

確報値については、政府統計の総合窓口（e-Stat）に統計表を公表しました。

※１ 速報値は令和３年 10 月 28 日に公表
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/kateiCO2tokei.html

また、平成 29 年度～平成 31 年度（令和元年度）調査結果については、オーダーメード集計※2が利用可能であり、令和２年度調査結果も今後オーダーメード集計を利用可能とする予定です。

※２ オーダーメード集計：学術研究の発展に資すると認められる場合等において、既存の統計調査で得られた調査票データを活用して、調査実施機関等が申出者からの委託を受けて、そのオーダーに基づいた新たな統計を集計・作成し、提供するもの。

添付資料
□ 令和２年度家庭部門のCO_2排出実態統計調査 結果の概要（確報値）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117785.pdf
□ 令和２年度家庭部門のCO_2排出実態統計調査 調査の概要（確報値）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117786.pdf
□ 令和２年度家庭部門のCO_2排出実態統計調査 資料編（確報値）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117787.pdf
□ 家庭部門のCO_2排出実態統計調査における主要項目の経年比較及びCO_2排出量の変化要因分析（参考資料）
https://www.env.go.jp/press/files/jp/117788.pdf

****

[8] ***環境安全関係***

◇環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について（環境省告示第 37 号）

［官報］ 令和４年３月 29 日 号外 第 67 号 110～241 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670110f.html

○環境省告示第 37 号

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第六条第一項の規定に基づき、環境物品等の調達の推進に関する基本方針を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定により公表する。

令和４年３月 29 日　　環境大臣　　山口　　壮

環境物品等の調達の推進に関する基本方針

この基本方針は、国（国会、各省庁。裁判所等）及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第２条第２項の法人を定める政令（平成 12 年政令第 556 号）に規定される法人（以下「独立行政法人等」という。）が環境負荷の低減に資する原材料、部品、製品及び役務（以下「環境物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するための基本的事項を定めるものである。また、地方公共団体、事業者、国民等についても、この基本方針を参考として、環境物品等の調達の推進に努めることが望ましい。

なお、国がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図るものとする。

１．国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向

⑴　環境物品等の調達推進の背景及び意義

地球温暖化問題や廃棄物問題など、今日の環境問題はその原因が大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした生産と消費の構造に根ざしており、その解決には、経済社会の在り方そのものを環境負荷の少ない持続的発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。このため。あらゆる分野において環境負荷の低減に努めていく必要があるが、このような中で。我々の生活や経済活動を支える物品及び役務（以下「物品等」という。）に伴う環境負荷についてもこれを低減していくことが急務となっており、環境物品等への需要の転換を促進していかなければならない。

環境物品等への需要の転換を進めるためには、環境物品等の供給を促進するための施策とともに、環境物品等の優先的購入を促進することによる需要面からの取組を合わせて講することが重要である。環境物品等の優先的購入は、これらの物品等の市場の形成、開発の促進に寄与し、それが更なる環境物品等の購入を促進するという、継続的改善を伴った波及効果を市場にもたらすものである。また、環境物品等の優先的購入は誰もが身近な課題として積極的に取り組む必要があるものであり、調達主体がより広範な環境保全活動を行う第一歩となるものである。

このような環境物品等の優先的購入と普及による波及効果を市場にもたらす上で、通常の経済活動の主体として国民経済に大きな位置を占め、かつ、他の主体にも大きな影響力を有する国及び独立行政法人等（以下「国等」という。）が果たす役割は極めて大きい。すなわち、国等が自ら率先して環境物品等の計画的調達を推進し、これを呼び水とすることにより、地方公共団体や民間部門へも取組の輪を広げ、我が国全体の環境物品等への需要の転換を促進することが重要である。この基本方針に基づく環境物品等の調達推進は、環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 24 条［環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進］及び循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）第 19 条［再生品の使用の促進］の趣旨に則るものである。

また、地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つとして認識されており、我が国においても令和２年 10 月に 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す旨を宣言したところである。さらに、地球規模での資源・廃棄物制約や海洋プラスデックごみ問題への対応等を図ることも喫緊の課題となっている。このため、地球温暖化対策や資源循環の重要性に鑑み、「地球温暖化対策計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和３年 10 月 22 日閣議決定）並びに「循環型社会形成推進基本計画」（平成 30 年６月 19 日閣議決定）等の趣旨を踏まえ、国等は環境物品等を率先して調達する必要がある。加えて、国等が率先してプラスチックの資源循環を推進するため、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和３年法律第 60 号）第７条第１項に規定するプラスチック使用製品設計指針（令和４年１月 19 日内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省告示第１号）に適合していると認定された設計に係るプラステック使

用製品（以下「認定プラスチック使用製品」という。）については、国等の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならない。

⑵　環境物品等の調達推進の基本的考え方

国等の各機関（以下「各機関」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「法」という。）第７条の規定に基づき、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を作成一公表し、当該調達方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うこととなる。

その際、具体的には以下のような基本的考え方に則り、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

①　物品等の調達に当たっては、従来考慮されてきた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点が考慮事項となる必要がある。これにより、価格や品質などとともに、環境負荷の低減に資することが物品等調達契約を得るための要素の一つとなり、これに伴う事業者間の競争が環境物品等の普及をもたらすことにつながる。各機関は、このような認識の下、環境関連法規の遵守はもちろんのこと、事業者の更なる環境負荷の低減に向けた取組に配慮しつつ、できる限り広範な物品等について、環境負荷の低減が可能かどうかを考慮して調達を行うものとする。

②　環境負荷をできるだけ低減させる観点からは、地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する必要がある。また、局地的な大気汚染の問題等、地域に特有の環境問題を抱える地域にあっては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達することが必要な場合も考えられる。

③　各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、法第 11 条の規定を念頭に置き、法に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷の低減が着実に発揮されるよう努める。なお、近年は環境負荷の低減を図る観点及び新しい生活様式への対応等から、情報通信技術を活用したテレワークや Web 会議システムの導入による非対面業務への切替が積極的に試みられている。こうした非対面業務への切替に当たっては、物品等の調達総量やエネルギー消費量の増大を招かないよう適切に検討することが重要である。

また、環境物品等の調達を推進するに当たっては、ＷＴＯ政府調達協定（特に同協定第 10 条技術仕様書及び入札説明書の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する不必要な障害とならないように留意する。

２．特定調達品目及びその判断の基準並びに特定調達物品等の調達の推進に関する基本的事項

⑴　基本的考え方

ア．特定調達品目の基本的事項

特定調達品目は、国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類であり国等による一定の調達があり、かつ、国等が環境物品等の調達を推進することで、環境物品等への需要の転換が見込める場合に設定するものである。

イ．判断の基準等の基本的事項

特定調達品目の判断の基準は、各機関の調達方針における毎年度の調達目標の設定の対象となる物品等を明確にするための要件として定められるものである。

環境物品等の調達に際しては、できる限りライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷の低減を考慮することが望ましいが、特定調達物品等の実際の調達に当たっての客観的な指針とするため、特定調達品目ごとの判断の基準は数値等の明確性が確保できる事項について設定することとする。当該事項の設定に当たっては、より高い環境性能に基づく調達を推進する観点から、必要に応じ、同一事

項において複数の基準値を設定する。

また、全ての環境物品等は相応の環境負荷低減効果を持つものであるが、判断の基準は、そのような様々な環境物品等の中で、環境物品等の調達を推進するに当たっての一つの目安を示すものであり、判断の基準を満たす物品等が唯一の環境保全に役立つ物品等であるとして、これのみが推奨されるものではない。各機関においては、判断の基準を満たすことにとどまらず、環境物品等の調達推進の基本的考え方に沿って、ライフサイクル全体にわたって多様な環境負荷項目に配慮した、できる限り環境負荷の低減を図った物品等の調達に努めることが望ましい。なお、判断の基準の事項の中で設定される数値について、より高い環境性能を示すものとして「基準値１」を、最低限満たすべきものとして「基準値２」を設定する。各機関においては、脱炭素社会の実現を目指す観点からも、可能な限り「基準値１」による調達を推進するものとし、早期に「基準値２」から「基準値１」による調達への移行が期待される。

さらに、現時点で判断の基準として一律に適用することが適当でない事項であっても環境負荷低減上重要な事項については、判断の基準に加えてさらに調達に当たって配慮されるべく、配慮事項を設定することとする。なお、各機関は、調達に当たり配慮事項を適用する場合には、個別の調達に係る具体的かつ明確な仕様として事前にこれを示し、調達手続の透明性や公正性を確保するものとする。

なお、判断の基準は環境負荷の低減の観点から定められるものであることから、環境負荷の低減に直接的又は間接的に関連しない品質、機能。価格等の調達される物品等に期待される事項については規定しないものとする。

ウ．特定調達品目及びその判断の基準等の見直しと追加

特定調達品目及びその判断の基準等は、特定調達物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを行っていくものとする。

また、今後、特定調達品目及びその判断の基準等の見直し・追加を行うに当たっては、手続の透明性を確保しつつ、学識経験者等の意見も踏まえ、法に定める適正な手続に従って行うものとする。

エ．特定調達物品等の調達目標の設定

各機関は、調達方針において、特定調達品目ごとに定められたそれぞれの目標の立て方に従って。毎年度、特定調達物品等に係る調達目標を設定するものとする。

オ．公共工事の取扱い

公共工事については、各機関の調達の中でも金額が大きく、国民経済に大きな影響力を有し、また国等が率先して環境負荷の低減に資する方法で公共工事を実施することは、地方公共団体や民間事業者の取組を促す効果も大きいと考えられる。このため、環境負荷の低減に資する公共工事を役務に係る特定調達品目に含めたところであり、以下の点に留意しつつ積極的にその調達を推進していくものとする。

公共工事の目的となる工作物（建築物を含む。）は、国民の生命、生活に直接的に関連し。長期にわたる安全性や機能が確保されることが必要であるため公共工事の構成要素である資材等の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能を備えていることについて、特に留意する必要がある。また、公共工事のコストについては、予算の適正な使用の観点からその縮減に鋭意取り組んできていることにも留意する必要がある。調達目標の設定は、事業の目的、工作物の用途、施工上の難易により資材等の使用形　　態に差異があること、調達可能な地域や数量が限られている資材等もあることなどの事情があることにも留意しつつ、より適切なものとなるように、今後検討していくものとする。

また、公共工事の環境負荷低減方策としては、資材等の使用の他に、環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進めていくこととする。

⑵　各特定調達品目及びその判断の基準等

別記のとおり。

⑶　特定調達物品等以外の環境物品等

特定調達物品等以外の環境物品等についても、その事務又は事業の状況に応じて、調達方針の中でできる限り幅広く取り上げ、可能な限り具体的な調達の目標を掲げて調達を推進していくものとする。

特に、役務については、本基本方針において特定調達品目として定められていない場合であっても、特定調達物品等を用いて提供されているものについては環境負荷の低減に潜在的に大きな効果があると考えられることから、各機関において積極的に調達方針で取り上げていくよう努めるものとする。

また、一般に市販されている物品等のみならず、各機関の特別の注文に応じて調達する物品等についてもそれに伴う環境負荷の低減を図っていくことが重要であることから、かかる特注品についても調達方針で取り上げ、その設計段階等、できるだけ初期の時点で環境負荷の低減の可能性を検討、実施していくことが望まれる。

さらに、各機関において直接調達する物品等にとどまらず、調達した物品等を輸送する際に、低燃費・低公害車による納入や納入量に応じた適切な大きさの自動車の使用を求めること、可能な範囲で提出書類を簡素化すること等。調達に伴い発生する環境負荷についても。可能な限り低減を図るよう努めるものとする。

３．その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項

⑴　調達の推進体制の在り方

各機関において、環境物品等の調達を推進するための体制を整備するものとする。原則として、体制の長は内部組織全体の環境物品等の調達を統括できる者（各省庁等にあっては局長（官房長）相当職以上の者）とするとともに、体制には全ての内部組織が参画することとする。なお、環境担当部局や会計、調達担当部局が主体的に関与することが必要である。各機関は、具体的な環境物品等の調達の推進体制を調達方針に明記する。

⑵　調達方針の適用範囲

調達方針は原則として、各機関の全ての内部組織に適用するものとする。ただし、一律の環境物品等の調達推進が困難である特殊部門等については、その理由を調達方針に明記した上で、別途、個別の調達方針を作成する。各機関は、調達方針の具体的な適用範囲を調達方針に明記する。

⑶　調達方針の公表並びに調達実績の概要の取りまとめ及び公表の方法等

調達方針の公表を通じた毎年度の環境物品等の調達目標の公表は、事業者による環境物品等の供給を需要面から牽引することとなる０また、環境物品等の調達を着実に推進していくためには、調達実績を的確に把握し、調達方針の作成に反映させていくとともに、分かりやすい形で調達実績の概要が公表されることにより、環境物品等の調達の進展状況が客観的に明らかにされることが必要である。

⑷　関係省庁等連絡会議の設置

環境物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、推進策の検討などを行う関係省庁等連絡会議を設置する。

⑸　職員に対する環境物品等の調達推進のための研修等の実施

調達実務担当者を始めとする職員に対して、環境物品等の調達推進のための意識の啓発、実践的知識の修得等を図るため、研修や講演会その他の普及啓発などの積極的な実施を図る。

⑹　環境物品等に関する情報の活用と提供

環境物品等に関する情報については、各種環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなど、既に多様なものが提供されている。また、認定プラスチック使用製品については、主務大臣がその情報を公表することとされている。このため、各機関は、提供情報の信頼性や手続の透明性など当該情報の適切性に留意しつつ、エコマークや、エコリーフなどの第三者機関による環境ラベルの情報の十分な活用を図るとともに、温室効果ガス削減のための取組であるカーボン・オフセットの認証に関するラベル、カーボンフットプリントマークを参考とするなど、できる限り環境負荷の低減に資する物品等の調達に努めることとする。国は、各機関における調達の推進及び事業者や国民の環境物品等の優先的購入に資するため、環境物品等に関する適切な情報の提供と普及に努めることとする。また、事業者、各機関その他関係者は、特定調達物品等の調達に係る信頼性の確保に努めることとする。

別記

１．定　義

この別記において、「判断の基準」、「基準値１」、「基準値２」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

「判断の基準」	：法第６条第２項第２号に規定する特定調達物品等であるための基準
「基準値１」	：判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの
「基準値２」	：判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの
「配慮事項」	：特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項

以下(略)

◇「瀬戸内海環境保全特別措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」 の閣議決定について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110701.html

****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化のための高機能換気設備導入・ZEB 化支援事業）のうち「レジリエンス強化型 ZEB 実証事業」の公募開始について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110819.html

---

◇令和３年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（平時の省ＣＯ２と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業）の公募開始について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110795.html

---

[公募結果、意見募集結果]

◇令和４年度環境技術実証事業における実証機関の選定について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110854.html

---

◇サブスクリプションを活用したエアコン普及促進モデル事業の実施事業者の公募結果について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110842.html

---

◇令和４年度地方公共団体における効果的な熱中症予防対策の推進に係るモデル事業の公募結果について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110844.html

****

[10] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 646 号）

［官報］　令和４年３月 29 日　号外　第 67 号　99～103 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670099f.html

---

◇国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令（文部科学省令第 11 号）

［官報］　令和４年３月 29 日　号外　第 67 号　16～17 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670016f.html

○文部科学省令第 11 号

国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条並びに国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項及び同条第四項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月 29 日　　文部科学大臣　　末松　信介

国立大学法人法施行規則の一部を改正する省令

国立大学法人法施行規則（平成十五年文部科学省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>（財務諸表）
第十五条　準用通則法第三十八条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

（準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類）
第十六条の二　準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結純資産変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細書とする。

別表第二（第四条関係）
<table><tr><th>国立大学法人</th><th>附属学校</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>富山大学</td><td>教育学部附属幼稚園、教育学部附属小学校、教育学部附属中学校、教育学部附属特別支援学校</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>（財務諸表）
第十五条　準用通則法第三十八条第一項に規定する文部科学省令で定める書類は、キャッシュ・フロー計算書及び国立大学法人等業務実施コスト計算書並びに連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結国立大学法人等業務実施コスト計算書及び連結附属明細書とする。
（準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類）
第十六条の二　準用通則法第三十八条第四項の文部科学省令で定める書類は、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、連結国立大学法人等業務実施コスト計算書及び連結附属明細書とする。
別表第二（第四条関係）
<table><tr><th>国立大学法人</th><th>附属学校</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>富山大学</td><td>人間発達科学部附属幼稚園、人間発達科学部附属小学校、人間発達科学部附属中学校、人間発達科学部附属特別支援学校</td></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考　表中の［　］の記載は注記である。</td></tr>
</table>

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び第十六条の二の改正規定は、施行の日以後終了する事業年度から適用する。

◇私立学校教職員共済法施行規則及び私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（文部科学省令第 13 号）

［官報］　令和４年３月 29 日　号外　第 67 号　17～23 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670017f.html

---

◇国立大学法人会計基準の一部を改正する告示（文部科学省告示第 51 号）

［官報］ 令和４年３月29日　号外　第67号　70～90頁
https://kanpou.npb.go.jp/20220329/20220329g00067/20220329g000670070f.html

---

◇第４期に向けた指定国立大学法人構想の展開について
＜文部科学省　2022年31月29日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageRac4Xrd1D1BbH

◇研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン
＜文部科学省　2022年31月29日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageRac4Xrd1D1BbP

◇令和２年度事業別フルコスト情報の公表について
＜厚生労働省　2022年3月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2kSAls7G9QjDeQBY

****

[11] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・中央環境審議会地球環境部会地球温暖化対策計画フォローアップ専門委員会（第２回）の開催について
　　４月５日
＜環境省　2022年3月29日＞　https://www.env.go.jp/press/110758.html
（１）　環境省関連対策・施策の進捗について
（２）　その他
・耐震・環境性能の優れた不動産の更なる形成を促進～第１回「耐震・環境不動産形成促進事業のあり方検討会」の開催～　　３月31日
＜環境省　2022年3月29日＞　https://www.env.go.jp/press/110839.html
　我が国において「2050年カーボンニュートラル」を目指すことが宣言されたほか、世界中でESG投資が一大潮流となる中、我が国の不動産分野においても脱炭素化・温室効果ガス削減に向けた取組やESG投資の促進が求められていることを踏まえ、耐震・環境不動産形成促進事業のあり方について検討を行う会議を立ち上げます。
・　耐震・環境不動産形成促進事業について　等
・第１回食品安全制度懇談会　資料　　３月30日
＜厚生労働省　2022年3月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=1y1WRh9_X5BnSaRFY
　　食品安全制度の現状等について
・学術分科会（第85回）の開催について　　４月12日
＜文部科学省　2022年31月29日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageRac4Xrd1D1BbL
1. 大学ファンド・地域振興パッケージの現在の検討状況について
2. 第11期学術分科会の各部会の検討状況について
・原子力科学技術委員会 核不拡散・核セキュリティ作業部会（第23回）の開催について　　４月５日
＜文部科学省　2022年31月29日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageRac4Xrd1D1BbM
1. 核不拡散・核セキュリティ分野における人材育成について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・これからの労働時間制度に関する検討会　第11回資料　　３月29日
＜厚生労働省　2022年3月29日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Fe-UhN29nVKli2WHY
・中央教育審議会大学分科会（第166回）配布資料　　３月28日
＜文部科学省　2022年31月29日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageRac4Xrd1D1BbJ
1. 質保証システム部会「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」について
2. 次期教育振興基本計画について
3. 高等教育行政に関係する政府の諸会議の動向について

4. その他

・学校法人制度改革特別委員会報告書

＜文部科学省　2022 年 31 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageRac4Xrd1D1BbK

・「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合（第 13 回）　議事要旨　　3 月 4 日

＜文部科学省　2022 年 31 月 29 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/ageRac4Xrd1D1BbN

1. 「もんじゅ」の燃料体取出し作業等について

2. その他

****

[12] ***その他***

◇***インフルエンザ、感染症関係***

・宮城県での高病原性鳥インフルエンザ発生（家きん国内 17 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110871.html

・北海道の衰弱野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ遺伝子検査陽性について

＜環境省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.env.go.jp/press/110870.html

・カナダからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220329.html

・米国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について

＜農林水産省　2022 年 3 月 29 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220329_2.html

********** 以上 **********